

答申第1号  
平成24年3月8日

菊池市長 福村 三男 様

菊池市情報公開審査会  
会長 桑原 隆 広

菊池市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年9月29日付け菊総第329号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

部落解放同盟各支部決算書及び領収書（平成22年度分部落解放同盟各支部活動補助金）について、菊池市が平成23年8月8日付け菊総第167号の2で通知した行政文書部分開示決定通知書により、菊池市情報公開条例第7条第2号の規定に基づく個人に関する情報を理由に部分開示決定をした措置に対する適正の諮問

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関が平成23年8月8日付け菊総第167号の2で通知した行政文書部分開示決定通知書により、菊池市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第7条第2号の規定に基づく個人に関する情報を理由に部分開示決定をした措置は妥当である。

### 第2 対象公文書

部落解放同盟各支部決算書及び領収書（平成22年度分部落解放同盟各支部活動補助金）平成22年度部落解放同盟各支部活動補助金決算書及び領収書

### 第3 不服申立ての趣旨

平成22年度部落解放同盟各支部活動補助金決算書及び領収書の一部非公開・不開示とした部分を取り消し、すべて公開すること。

### 第4 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過 等
平成23年9月29日	第1回審査会	審査会の説明、会長及び副会長互選、諮問書提出並びに審査会の運営方針及び提出書類等について
平成23年11月15日	第2回審査会	不服申立人の口頭意見陳述及び実施機関の答弁
平成24年1月12日	第3回審査会	書面審査

### 第5 不服申立人の主張

#### 1 不服申立人の主張の要旨

(1) 情報公開条例第7条第2号を理由とした平成22年度部落解放同盟各支部決算書及び領収書の一部非公開・不開示とした部分に妥当性はない。

①これまで毎年開示請求し、不開示部分も毎年開示されてきたこと。②公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものでないことを指摘し、従来どおり開示すべきである。

従来開示してきたものを不開示する理由として「みだりに開示されることのない配慮」をあげる具体的根拠も示されないままである。

情報公開条例第7条第2号が定める不開示情報については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示の要件と定めている。不開示としなければ個人の権利利益が害されるおそれがあったか、何に基づいておそれありと判断したしたのか。

特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とするなら、申立人は、個人の権利利益を害するような行為は一切やってないので、開示すべきである。

(2) 不開示とされるなら、補助金交付そのものが問われる。

金額がわかればいいという問題ではない。補助金の使途透明性が補助金交付規則に基づき適正に使われたか。

補助金がどこに・誰に個人を特定しないと公益上必要があるかどうか判断できず、補助金交付の正当性そのものも疑念をもたれてしまう。

市が主張する不服申立人が求める情報の提供は行っているとの回答そのものは、不服申立人がなぜ開示請求しているか、何を求めているか、なぜ補助金交付を不服申立の理由にあげているのか、理解してない。

補助金の使途としての日当支給を個人の権利利益ととらえているのか。仮に個人の権利利益であり（所得税法の定めにより申告すべき）所得であるとするなら、補助金の交付要件である「公益上必要がある」とは言い難く不当な支出といわざるを得ない。

## 第6 実施機関の主張

- 1 菊池市（以下「市」という。）は、市の補助金の交付に関しては、公益性の高い団体等に公益上必要があると認められる場合に所定の手続により補助金を交付している。

市は、平成18年度に市の補助金について、公正の確保と透明性の向上並びに市民への説明責任という観点から、団体に対する補助金の必要性、費用対効果、経費負担のあり方について検証を行い、平成19年度から補助対象経費、補助率及び提出書類の見直しとともに、領収書等の添付を義務付ける菊池市補助金等交付規則（以下「補助金交付規則」という。）の改正を行った。

- 2 市は、部落解放同盟各支部に対して、その公益性が高いことから公益上必要があるものと認めて補助金を交付してきたが、部落解放同盟各支部の事業の取組の経緯から、補助金交付規則による補助率を適用せず、菊池市部落解放同盟各支部活動補助金交付要綱により、予算の範囲内において、事業費の90%を超える補助金を交付していた。すなわち、市は、部落解放同盟各支部に対しては、特に公益性が高いものとして他の補助金と区別して補助率90%以上の、補助金を交付してきた。

このようなことから、情報公開条例第7条第3号の例外規定により、公益上特に必要であると認められる情報として、透明な市政の推進に資することを目的に、積極的な情報開示に努め、平成19年度から領収書を含めた全部の開示を行ってきた。

- 3 しかし、このような情報公開の取扱いについて、市は、次の3点の理由により今回からこれを見直すこととした。①平成22年12月、各自治体のホームページ中の集会所設置条例等から同和対策事業等で設置している公共施設所在地の特定が可能である旨の新聞報道があり、新たなネット上における差別の助長につながるおそれがあるとの外部指摘がされたこと。②平成23年1月には、熊本県環境生活部人権同和政策課長から「同和対策関連施設等のホームページへの掲載にかかる新聞記事について」という文書で県内各自治体に対して情報公開に際し再点検を行うよう通知されたこと。③市と同様の趣旨の補助金を交付している近隣自治体を調査した結果、他の自治体においても個人が識別できる氏名等については不開示とする状況であったこと。以上の理由により地方自治体が保有する情報の開示については、個人情報保護の観点から、よ

り一層慎重な取扱いが要請されており、市は、公益上の必要性よりも個人情報保護を一層重視することとし、従来の情報公開の取扱い要件について見直すことが適切であると判断したため、今回から改めたものである。

なお、情報公開の取扱い要件の見直しの結果、不開示となる個人の情報が得られなくなったとしても、市の監査委員による監査手続や議会の決算審査手続を経る必要があり、これらの手続により補助金に関する透明性、公益上の必要性の判断がされる仕組みになっている。また、不開示とした情報を除いて開示した情報は、費用の種別毎に内訳表を準備するなどして開示しており、申立人が請求する意図に沿うよう努力した。

- 4 今回不開示とした情報は部落解放同盟各支部活動補助金決算書及び領収書に記載されている個人の氏名、住所、印影（以下「個人の氏名等」という。）であり、これが情報公開条例第7条第2号に規定する個人の情報であって氏名や生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもので不開示情報に該当することが明らかである。

そこで、前記の情報公開の取扱いの見直しに従い、当該部分についてこれを不開示としたものであり、その決定措置は妥当である。

## 第7 争点

不服申立人及び市（実施機関）の主張を整理すると、争点は以下のとおりである。

- 1 本件不開示情報が情報公開条例第7条第2号に定める不開示情報に該当するか。  
不開示としなければ個人の権利利益を害するおそれがあるとはどういうことか。
- 2 市（実施機関）がこれまでの情報公開の取扱い要件を見直して一部不開示としたことは相当か。
- 3 情報公開の取扱い要件見直しにより当該情報が不開示とされたことにより、補助金の透明性、適正性が損なわれ、補助金交付の正当性が保持できなくなるか。
- 4 補助金の使途としての日当の支給が個人の権利利益ならば、補助金の交付は公益上必要のない不当な支出になるか。
- 5 不開示部分を開示することにより個人の権利利益を害するおそれはないし、これまでに開示されたことで個人の権利利益を害するおそれがあったといえるか。

## 第8 審査会の判断

各争点に対する当審査会の判断は、以下の通りである。

- 1 不開示情報は情報公開条例第7条第2号に該当するか。  
実施機関が不開示とした情報は、部落解放同盟各支部から実施機関へ提出され、同機関が保有している各支部の補助金の支出に関する領収書に記載されていた個人の氏名等である。実施機関は、この個人の氏名等が情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとし、不開示情報に当たるので不開示とした。  
当審査会も、不開示とされた情報が個人の氏名等であり、まさに特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであるから、情報公開条例第7条第2号に

該当するものと判断する。

2 市（実施機関）がこれまでの情報公開の取扱要件を見直し、一部を不開示としたことは相当といえるか。

不服申立人は、本件不開示情報はこれまでの開示請求では開示されてきたこと、また開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものではないので開示すべきである旨主張する。この主張は、市が情報公開の取扱要件を見直したと密接に関連するので、以下に検討する。

(1) 市が情報公開の取扱要件の見直しを行った経緯やその理由は前記第6のとおり

①平成22年12月30日、各自治体のホームページ中の集会所設置条例等から同和対策事業等で設置されている公共施設所在地の特定が可能である旨の新聞報道があり、新たなネット上における差別の助長に繋がるおそれがあるとの外部指摘がされたこと。②平成23年1月には、熊本県環境生活部人権同和政策課長から「同和対策関連施設等のホームページへの掲載にかかる新聞記事について」という文書で県内各自治体に対して情報公開に際し再点検を行うよう通知されたこと。③市と同様の趣旨の補助金を交付している近隣自治体を調査した結果、他の自治体においても個人が識別できる氏名等については不開示とする状況であったこと。以上のことを契機に見直し、個人情報に関する情報の開示に慎重な取扱いが必要であり、公益上の必要性より個人情報保護をより重視する視点から今回から改めたものである。

すなわち、市は、部落解放同盟各支部への補助金の交付に関しては、事業の取組みの経緯や補助率の高さから、同各支部への補助金交付に関する情報は、公益上特に公開することが必要であると認められる情報として積極的な情報開示に努め、平成19年度からは領収書を含めた全部の開示をしてきた。しかし、前記の理由により、それまでの情報公開のあり方を見直し、個人情報保護の観点から情報の開示についてはより一層慎重な取扱いをすることとし、それまで開示してきた部落解放同盟各支部への補助金に関する領収書に記載の個人の氏名等を不開示とした。

(2) 以上の事実が認められるところ、当審査会も、情報公開に関して市が前記の理由に基づいてその見直しを行い、補助金に関する領収書の個人の氏名等を不開示としたことは相当であると判断する。

その理由は、以下の通りである。

情報公開条例は、「…地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、…、市民の理解と批判の下に市民参加による公正で透明な市政の推進に資することを目的」（第1条）として、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」（第5条）と定め、原則として、開示請求を受けた実施機関に行政文書の開示を義務づけている（第7条）。しかし、他方で、同条例は、法令等の定めにより公にすることができないと認められる情報や個人に関する情報等（以下「不開示情報」という。）については、開示してはなら

ないとしている（第7条(1)～(7)）。

このように、市は、市民の市政に対する知る権利を尊重し、そのために市の行政文書に対する情報開示請求権を認めているが、他方で、個人の権利利益を保護することも重要なこととして個人情報の保護を図ることを実施機関に義務づけているのであり、情報公開条例が個人に関する情報を不開示情報と定めているのは、市民の市政に対する知る権利の保護よりも個人の権利利益の保護を重視したものであり、その判断は合理的で妥当である。

そうだとすれば、市が、前記第6に記載の経緯・理由に基づいて個人に関する行政文書の開示請求に対し、それまでの対応を見直して、個人に関する情報を不開示としたことは妥当な措置というべきである。

- 3 情報公開の取扱要件見直しにより当該情報が不開示とされことから、補助金の透明性、適正性が損なわれ、補助金交付の正当性が保持できなくなるか。

市（実施機関）が情報公開条例第7条2号に基づいて本件個人の氏名等を不開示情報とした行為が妥当であることは前述のとおりである。不服申立人は、この不開示措置により、補助金の透明性、適正性が損なわれ、補助金交付の正当性が保持できなくなると主張するが、そうであるからといって、補助金の透明性や適正性が損なわれ、補助金交付の正当性が保持できなくなるということにはならない。なぜならば、市は、本件補助金の交付先が公益性の高い団体であるとして補助金を交付してきたものであるが、それゆえに市は、平成18年度に補助金について公正の確保と透明性の向上、市民への説明責任の観点から補助金の必要性、費用対効果、経費負担のあり方の検証を行い、さらに平成19年度からは補助対象経費、補助率、提出書類の見直しと共に領収書等の添付を義務づける補助金交付規則の改正を行っている。また、市は、この補助金交付規則及び部落解放同盟各支部補助金交付要綱に基づき適正な処理をしており、その処理は、市の監査委員による監査を受けることや市議会における決算審査を受けることにより事後的にも審査されているのである。

なお、不服申立人は、不開示となった個人情報がないと補助金の使途について検証ができないと主張するが、実施機関は、情報公開条例に基づく不開示情報を除いて、費用の種別毎に内訳表を準備するなどして開示しており、これらの開示された情報により補助金の使途を検証することは可能である。

以上のことから、補助金に関する個人情報が開示とされたとしても、補助金の透明性、適正性が損なわれ、補助金交付の正当性が保持できなくなるとか、補助金の使途が検証できなくなるとは必ずしもいえないのであり、不服申立人の主張は採用できない。

- 4 補助金の使途としての日当の支給が個人の権利利益ならば、補助金の交付は公益上必要のない不当な支出になるか。

不服申立人は、補助金の使途としての日当支給を個人の権利利益とするならば、という前提に立って、仮にそうだとすれば、税法上は申告すべき所得に当たり、「公

益上必要がある」とは言えず、不当な支出であると主張するが、所得に当たるか否か、毎年の所得税は、国税を扱う税務署が管轄するものであり、審査会が判断するものでない。

5 不開示部分を開示することにより個人の権利利益を害するおそれはないし、これまでに開示されたことで個人の権利利益を害するおそれがあったといえるか。

不服申立人のこれに関する主張も、採用できない。

すなわち、情報公開条例第7条は、その本文において、「実施機関は、…開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書が(1)号ないし(7)号のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」として、(1)号ないし(7)号の情報が記載されている行政文書については、不開示情報として開示することを禁じている。

これを本件の場合についてみると、(2)号の不開示情報が該当するところ、同号は、次の2つのいずれかに該当する場合（ただし、同号のアイウに掲げる情報は除く。）を不開示情報としている。

① 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（これには、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 特定の個人を識別することができないが、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」もの

ところが、不服申立人の前記主張は、②の不開示情報に関するものである。本件で実施機関が不開示とした個人に関する情報は、部落解放同盟各支部決算書及び領収書（平成22年度部落解放同盟各支部活動補助金）に記載されていた個人の氏名、住所及び印影であり、これらの情報は前記②ではなく、まさしく①の個人に関する情報そのものであることは明らかである。そして、本件不開示情報が①に該当する不開示情報である以上、それを「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」かどうかは問うところではないことも自明である。

それゆえ、この点に関する不服申立人の主張も採用することはできない。

6 結論

以上の次第であり、当審査会は、市が平成23年8月8日付け菊総第167号の2で通知した行政文書部分開示決定通知により、菊池市情報公開条例第7条第2号の規定に基づく個人に関する情報を理由に部分開示決定した措置は妥当である、と判断する。

以上